

障害共済年金

1 受給資格

病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において組合員であったものが、当該初診日から起算して1年6月を経過した日（その期間内にその傷病が治ったとき、又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至ったときは、当該治った日又は当該状態に至った日。以下「障害認定日」といいます。）において、地方公務員等共済組合法施行令別表第一に定める障害等級（1級、2級及び3級。以下「障害等級」といいます。）に該当する程度の障害の状態にあるとき。

この他、昭和61年3月以前の組合員期間を有する者で、昭和61年3月31日以前における病気又は負傷により障害の状態にある者についての特例が設けられています。

2 年金額

(1) 公務等によらない障害共済年金

ア 次の①及び②に掲げる金額の合算額

① 厚生年金相当部分

(平成15年3月31日までの期間)			
平均給料月額 × 7.125 / 1,000 ×	平成15年3月までの 組合員期間の月数	×	$\left\{ \begin{array}{l} 125 / 100 \text{ (1級)} \\ 100 / 100 \text{ (2級, 3級)} \end{array} \right\}$

+

(平成15年4月1日以後の期間)			
平均給与月額 × 5.481 / 1,000 ×	平成15年4月以後の 組合員期間の月数	×	$\left\{ \begin{array}{l} 125 / 100 \text{ (1級)} \\ 100 / 100 \text{ (2級, 3級)} \end{array} \right\}$

② 職域年金相当部分

(平成15年3月31日までの期間)			
平均給料月額 × 1.425 / 1,000 ×	平成15年3月までの 組合員期間の月数	×	$\left\{ \begin{array}{l} 125 / 100 (1 \text{級}) \\ 100 / 100 (2 \text{級}, 3 \text{級}) \end{array} \right\}$

+

(平成15年4月1日以後の期間)			
平均給与月額 × 1.096 / 1,000 ×	平成15年4月以後の 組合員期間の月数	×	$\left\{ \begin{array}{l} 125 / 100 (1 \text{級}) \\ 100 / 100 (2 \text{級}, 3 \text{級}) \end{array} \right\}$

(注) 組合員期間月数が300月未満のときは、300月として計算する年金額算定の特例が設けられています。

イ 年金額水準の経過措置

給付乗率については、平成12年改正によって、従来の給付について5%適正化をし、給付水準を抑制することとされたが、経過措置として、制度改正前の旧給付水準（給料再評価率を平成6年改正時のものに固定し、5%適正化を行わない水準）を物価スライドさせた旧年金額と、新給付水準を賃金スライド・物価スライドさせた額とを比較し、新年金額が旧年金額を上回るまでの間は、旧年金額を保障することとしています。

また、平成16年の法改正による経過措置として、物価スライド特例により嵩上げされた年金額の水準（特例水準の年金額）が、上記の年金額の水準を上回る場合には、特例水準の年金額を保障することとしています。

なお、この特例水準の年金額についても、平成12年改正後の年金額の給付水準（給与（給料）は平成11年水準とし、給付乗率は5%適正化後）と平成12年改正前の年金額の給付水準（給与（給料）は平成6年水準とし、給付乗率は5%適正化前）を比較し、いずれか高い額となっています。

(2) 公務等による障害共済年金

ア 次の①及び②に掲げる金額の合算額

① 厚生年金相当部分

(平成15年3月31日までの期間)

$$\text{平均給料月額} \times 7.125 / 1,000 \times \text{平成15年3月までの組合員期間の月数} \times \left\{ \begin{array}{l} 125 / 100 \text{ (1級)} \\ 100 / 100 \text{ (2級, 3級)} \end{array} \right\}$$

+

(平成15年4月1日以後の期間)

$$\text{平均給与月額} \times 5.481 / 1,000 \times \text{平成15年4月以後の組合員期間の月数} \times \left\{ \begin{array}{l} 125 / 100 \text{ (1級)} \\ 100 / 100 \text{ (2級, 3級)} \end{array} \right\}$$

② 職域年金相当部分

(平成15年3月31日までの期間)

$$\left[\begin{array}{l} \left(\text{平均給料月額} \times 12 \times \left\{ \begin{array}{l} 28.5 / 100 \text{ (1級)} \\ 19 / 100 \text{ (2級, 3級)} \end{array} \right\} + \text{平均給料月額} \times 1.425 / 1,000 \times \left[\begin{array}{l} \text{組合員期間の} \\ \text{月数} - 300 \text{月} \end{array} \right] \right) \\ \times \left\{ \begin{array}{l} 125 / 100 \text{ (1級)} \\ 100 / 100 \text{ (2級, 3級)} \end{array} \right\} \end{array} \right] \times \frac{\text{平成15年3月までの組合員期間の月数}}{\text{組合員期間の月数}}$$

+

(平成15年4月1日以後の期間)

$$\left[\begin{array}{l} \text{平均給与月額} \\ \times 12 \times \left\{ \begin{array}{l} 21.923/100 \text{ (1級)} \\ 14.615/100 \text{ (2級, 3級)} \end{array} \right\} \\ + \text{平均給与月額} \times 1.096/1,000 \times \left[\begin{array}{l} \text{組合員期間の月数} \\ - 300 \text{ 月} \end{array} \right] \\ \times \left\{ \begin{array}{l} 125/100 \text{ (1級)} \\ 100/100 \text{ (2級, 3級)} \end{array} \right\} \end{array} \right] \times \frac{\text{平成15年4月以後の組合員期間の月数}}{\text{組合員期間の月数}}$$

(注) 組合員期間の月数が300月未満のときは、300月として計算する年金額算定の特例が設けられています。

イ 年金額水準の経過措置

前記(1)と同様の特例が設けられています。

(3) 障害共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間

障害認定日の属する月後の組合員期間は、障害共済年金の額の算定の基礎となりません。

(4) 障害基礎年金が支給されない者に係る特例

障害共済年金と同一の事由について障害基礎年金が支給されない者(3級該当者等)に支給する障害共済年金については、厚生年金相当部分の額が581,000円より少ないときは、当該厚生年金相当部分の額を581,000円とします。

(5) 公務等による障害共済年金の最低保障額

前記(2)により算定した額が次のアからウに掲げる障害等級の区分に応じ、それぞれに掲げる額より少ないときは、当該額を公務等による障害共済年金の額とします。

ア 障害等級 1級 4,119,400円

イ 障害等級 2級 2,544,300円

ウ 障害等級 3級 2,302,000円

(6) 加給年金額

ア 障害等級の1級又は2級に該当する者に支給する障害共済年金の額は、当該障害共済年金の受給権者がその権利を取得した当時その者によって生計を維持していたその者の65歳未満の配偶者があるときは、222,900円の加給年金額を加算した額とします。

(注) 障害共済年金の受給権者がその権利を取得した当時その者によって生計を維持していた者は、退職共済年金の加給年金額の場合と同様です。

イ 前記アにより加給年金額が加算された障害共済年金については、その配偶者が次のいずれかに該当するに至ったときは、加給年金額を加算しない障害共済年金の額に改定します。

(ア) 死亡したとき。

(イ) 障害共済年金の受給権者によって生計を維持されている状態でなくなったとき。

(ウ) 離婚をしたとき。

(エ) 65歳に達したとき。

ウ 障害共済年金の受給権者がその権利を取得した当時その者によって生計を維持していたその者の配偶者が大正15年4月1日以前に生まれた者である場合は、その配偶者の年齢に関係なく加給年金額を加算することとされています。

エ 加給年金額の加算されている障害共済年金について、その加算の対象となっている配偶者が退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が20年以上（20年以上とみなされるものを含む。）であるものに限り、その全額が支給を停止されているものを除く。）若しくは障害共済年金（その全額が支給停止されているものを除く。）その他政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、その間、加給年金額に相当する部分の支給を停止します。

(7) 新施行日（昭和61年4月1日）前の傷病による障害に係る障害共済年金の額の特例

ア 新施行日前の組合員期間を有する者で、新施行日前の組合員である間における傷病により新施行日以後において障害の状態にあるもので前記2の(1)により障害共済年金

を受けることとなるものについては、前記(1)から(6)までにより算定した額が、当該傷病による障害について新施行日の前日において障害年金の給付事由が生じていたとしたならば同日において支給されるべき障害年金の額に相当する額より少ないときは、当該支給されるべき障害年金の額に相当する額をもって、当該障害共済年金の額とします。

(注) 「障害年金の額」は、当該障害共済年金と同一の給付事由に基づき障害基礎年金が支給されるときは、当該障害年金の額から当該障害基礎年金の額（子に対する加算額を含み、当該障害基礎年金が組合員であった期間以外の期間に係る障害と併合した障害の程度に応じ支給されるものであるときは、併合しない障害の程度により支給されるべき額）を控除した額とします。

イ 組合員である間に支給される障害共済年金の額の算定については、前記アの特例は適用されません。

ウ 前記アにより算定された障害共済年金の受給権者が、60歳又は70歳若しくは80歳に達したときは新施行日の前日において当該年齢であったものとして算定した額を当該年齢に達した日の属する月の翌月分以後の前記アによる障害共済年金の額とします。

3 組合員である間の支給の停止等

(1) 障害共済年金の受給権者が組合員であるときは、その間、その支給を停止します。

(2) 障害共済年金の受給権者の障害の程度が障害等級に該当しなくなったときは、その該当しない間、障害共済年金の支給を停止します。

4 厚生年金保険の被保険者等である間の支給の停止

障害共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者等となった場合においては、退職共済年金の場合と同様にその者の所得に応じてその年金の一部の支給を停止します。

5 傷病補償年金等との調整

公務等による障害共済年金の受給権者が、地方公務員災害補償法の規定による傷病補償年

金若しくは障害補償年金又はこれらに相当する補償の支給を受けることとなったときは、これらが支給される間、次の額の支給が停止されることとなっています。

(平成15年3月31日までの期間)	
平均給料月額×12×	$\left\{ \begin{array}{l} 28.5/100(1級) \\ 19/100(2級, 3級) \end{array} \right\}$
+	
(平成15年4月1日以降の期間)	
平均給与月額×12×	$\left\{ \begin{array}{l} 21.923/100(1級) \\ 14.615/100(2級, 3級) \end{array} \right\}$

6 失権

障害共済年金を受ける権利は、前後の障害を併合した障害の程度による障害共済年金を受ける権利を取得したときに従前の障害共済年金を受ける権利が失権するほか、障害共済年金の受給権者が次のいずれかに該当するに至ったときは、失権します。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 障害等級に該当する程度の障害の状態にない者が65歳に達したとき。ただし、65歳に達した日において、障害の状態に該当しなくなってから3年を経過していないときを除く。
- (3) 障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から3年を経過したとき。ただし、3年を経過した日において、65歳未満であるときを除く。